

旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領

(目的)

第1条 旭川市水道局が行う建設工事等（測量業務並びに建設工事に関する設計及び調査の委託業務を含む。）並びに物品の購入等、製造の請負、委託及び賃貸借契約（以下「局発注の契約」という。）における指名業者の選定を厳正かつ適切に行うため、指名停止等措置要領を定める。

(指名停止)

第2条 旭川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、旭川市水道局建設工事等入札参加資格者及び旭川市水道局物品購入等入札参加資格者（以下「参加資格者」という。）が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該参加資格者について指名停止を行うものとする。

2 前項の場合において当該指名停止に係る参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 管理者は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき参加資格者である下請負人（再委託された者も含む。以下同じ。）があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の期間の範囲内で、情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 管理者は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 管理者は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 参加資格者が、一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、該当措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第2第1項、第2項又は第3項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項、第2項又は第3項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 管理者は、参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 管理者は、参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は36か月を超えないものとする。
- 5 管理者は、指名停止の期間中の参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 管理者は、指名停止の期間中の参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該参加資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第5条 管理者は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、参加資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項(1)又は第3項(1)に該当したときは、それぞれ当該各項に定める期間を短期の2倍の期間
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する参加資格者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、当該各項に定める短期に1か月加算した期間
- (3) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する参加資格者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各項に定める短期に1か月加算した期間

（指名停止の通知）

第6条 管理者は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、若しくは第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止

を解除したときは、当該参加資格者に対し遅延なく通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が局発注の契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 管理者は、指名停止の期間中の参加資格者を随意契約の相手方にしないものとする。

ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 管理者は、指名停止の期間中の参加資格者が局発注の契約の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認しないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは当該参加資格者に対し、書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止等の措置の決定等)

第10条 第2条第1項及び第3条各項の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止の期間の変更又は同条第6項の規定による指名停止の解除に係る決定は、旭川市水道局建設工事等指名委員会又は旭川市水道局物品購入等指名委員会の審議を経て管理者がこれを行うものとする。

- 2 第2条第2項の規定による指名の取消し若しくは前条の規定による警告又は注意の喚起に係る決定は、管理者又は委任を受けた者がこれを行うものとする。

(指名停止の公表)

第11条 管理者は、第2条第1項の規定による指名停止を行ったときは、当該参加資格者について次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 商号又は名称（個人にあつては氏名）
- (2) 所在地
- (3) 指名停止期間
- (4) 理由

(苦情の申立て)

第12条 第6条第1項の規定に基づき行う指名停止に関する通知（第4条第6項の規定による指名停止の解除を除く。）を受けた者は、管理者に対し、当該措置について、苦情申立て書（様式1）により苦情の申立てができるものとする。

- 2 第1項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 苦情申立ての対象となる件名

(3) 苦情申立ての内容及びその理由

3 苦情の申立ては、指名停止通知日の翌日から起算して7日以内(旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)に行うものとする。

(苦情の申立てに対する回答等)

第13条 管理者は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、苦情申立て回答書(様式2)により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

3 管理者は、前条第3項の申立期間を経過したもの、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、当該申立てを却下することができるものとする。この場合、当該申立て者に理由を付して苦情申立て却下通知書(様式3)により通知するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第14条 管理者は、苦情申立て者に回答又は却下の通知を行ったときは、苦情申立て書及び苦情申立て回答書又は苦情申立て却下通知書を、速やかに公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例(平成17年3月24日条例第7号)第7条第2号に該当する場合を除く。

(再苦情の申立て)

第15条 第13条の苦情の申立てに対する回答に不服がある者は、再苦情申立て書(様式4)により、管理者に対して、再苦情の申立てができるものとする。

2 再苦情の申立ては、第13条の苦情申立て回答書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、管理者に対して行うことができるものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第16条 管理者は、前条第2項の申立期間を経過している、その他明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その申立てを却下することができるものとする。この場合、当該申立て者に理由を付して再苦情申立て却下通知書(様式5)により通知するものとする。

(契約審査委員会に対する審議依頼)

第17条 管理者は、再苦情の申立てがあったときは、次条の規定に基づき却下する場合を除き、速やかに旭川市水道局契約審査委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(再苦情の申立てに対する回答)

第18条 管理者は、再苦情の申立てについて、委員会から審議結果の報告を受けたときは、再苦情申立て者に対して、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含ま

ない。)以内に再苦情申立て回答書(様式6)により回答するものとする。

- 2 管理者は、再苦情の申立てを認めなかったときは、当該申立てに根拠が認められないと判断した理由を示してその旨を、申立てを認めたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い局が講じようとする措置の概要を再苦情申立て者に対し明らかにするものとする。
- 3 管理者は、前項の規定による回答にあたっては、委員会の意見を尊重しなければならないものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第 19 条 管理者は、再苦情申立て者に回答又は却下の通知を行ったときには、再苦情申立て書及び再苦情申立て回答書又は再苦情申立て却下通知書を、速やかに公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例第 7 条第 2 号に該当する場合を除く。

(その他)

第 20 条 この要領の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定に基づく指名停止期間の特例は、旭川市水道局建設工事等参加資格者指名停止等措置要領(昭和 63 年 4 月 1 日施行、平成 16 年 1 月 1 日廃止)又は改正前の旭川市水道局物品購入等事務取扱要領(昭和 52 年 10 月 1 日施行、平成 16 年 1 月 1 日一部改正)第 7 条に基づき措置された参加資格者についてもこれを適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 3 月 26 日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

様式 1

年 月 日

(提出先) 旭川市水道事業管理者

申立て者
住所
商号又は名称
代表者氏名

苦情申立て書

旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領第 12 条の規定により、下記のとおり苦情の申立てをします。

記

- 1 苦情申立ての対象となる件名
- 2 苦情申立ての内容及びその理由

様式 4

年 月 日

(提出先) 旭川市水道事業管理者

申立て者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

再苦情申立て書

旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領第 15 条の規定により、 年 月 日
付け 第 号で貴職より回答のあった件について、その内容に不服があるため、下記
のとおり再苦情の申立てをします。

記

- 1 再苦情申立ての対象となる件名
- 2 再苦情申立ての内容及びその理由

様式 6

第 号
年 月 日

様

旭川市水道事業管理者

再苦情申立て回答書

年 月 日付けで貴職より申立てのあった件について、旭川市水道局競争入札参加資格者指名停止等措置要領第 18 条の規定により、下記のとおり回答します。

記

- 1 苦情申立ての対象となる件名

- 2 苦情申立てに対する回答及びその理由、これに伴って講じようする措置の概要

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 局発注の契約に係る一般競争及び指名競争並びに見積合せ等において、必要として求めた調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約の履行等)</p> <p>2 局発注の契約において、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 旭川市内における他の契約で前項に掲げるもの以外のもので、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、局発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 局発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 北海道内における前項に掲げるもの以外の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)</p> <p>7 局発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 北海道内における前項に掲げるもの以外の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内</p>

別表第2 贈賄、不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が締結した契約に関し、贈賄の容疑により、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市の職員 (2) 北海道内の他の公共機関の職員 (3) 北海道外の他の公共機関の職員</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2か月以上 30か月以内 4 か月以上 18か月以内 2 か月以上 12か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 本市発注の契約 (2) 北海道内の本市以外の業務 (3) 北海道外の本市以外の業務</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2か月以上 24か月以内 4 か月以上 18か月以内 3 か月以上 12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が締結した契約に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 本市の職員 (2) 北海道内の他の公共機関の職員 (3) 北海道外の他の公共機関の職員</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2か月以上 30か月以内 4 か月以上 24か月以内 2 か月以上 12か月以内</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>4 局発注の契約に関し、建設業法（昭和24年法第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 北海道内の工事契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（前項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上 9か月以内</p> <p>1か月以上 9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>6 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上 9か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>7 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>8 局が発注する建設工事等の入札に際し、正当な理由なく事前に公表された設計金額を上回る金額で入札したとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月</p>